

野焼き問題を考える

野焼きとは、雑草や枯れ枝等を庭や農地で焼却処分する行為のことです。

野焼きは生活環境を守るため、法律により公益上やむを得ない場合とキャンプファイヤーなどを除き、原則禁止されています。

庭の落葉焚きも農業の野焼きも例外ではありません。

しかしながら、多くの地域では法律が全く守られておらず、日常的に野焼きが行われ、行政も野焼きを容認しています。

その結果、多くの市民から健康被害の報告が寄せられています。

野焼きは世界的問題である

ヘイズ（煙害）による大気汚染

インドや東南アジアでは**農業の野焼きによる大気汚染**が深刻な問題になっている
粒子状物質（PM）、二酸化硫黄、オゾン、二酸化窒素、一酸化炭素等が含まれるが、主要なのは微小粒子状物質（PM2.5）である

環境省の通達

煙を伴う**稲わら焼きなどの野焼き行為**によって、**PM2.5 質量濃度の上昇**に、直接的に影響を与える場合がある

アントニオ・グテーレス国連事務総長メッセージ

大気汚染により、**毎年約 700 万人が命を失っている**ほか、**ぜんそく**をはじめとする長期的な健康問題が生じたり、**子どもの認知発達が阻害**されたりしています。

私たちは、等しく急を要する危機に直面しているのです。今こそ決定的な行動を取るべき時です。

野焼きによる健康被害

大気汚染による死亡原因

世界保健機関（WHO）の推計（2012年）によると
死因別には、**虚血性心疾患**（40%）、**脳卒中**（40%）、**慢性閉塞性肺疾患（COPD）**（11%）、**肺がん**（6%）が多い

PM2.5 短期曝露と死亡の関連

基準値以内であっても、**PM2.5 濃度が上昇すると、当日または数日以内に死亡する人が増加する**という関連が報告されている

日本アレルギー学会の報告

稲藁焼きで発生する刺激臭のある煙には**ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドの他、多くの揮発性物質**が含まれており、周辺住宅地域での**気道刺激を引き起こす**可能性が示唆された

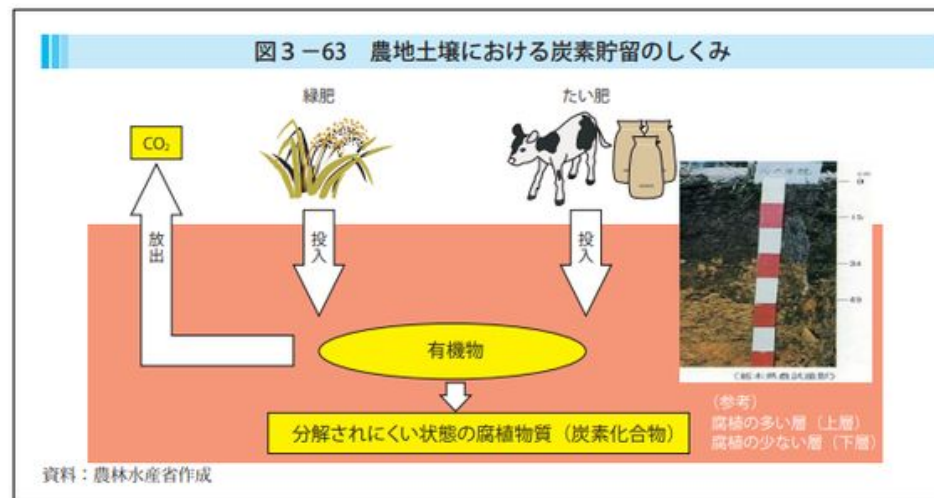
野焼きと地球温暖化

野焼きから排出される二酸化炭素、黒色炭素など、多くの物質が温暖化の原因になっている

土壌の炭素貯留

作物残さや雑草等の有機物は燃やさずに土壌に還元することで温室効果ガスの発生を抑えることができる

土壌の炭素貯留は「**農林水産省地球温暖化対策計画**」の中でも重要項目に掲げられている



野焼きと SDGs

SDGsとは国連が採択した「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称

地球上の**誰一人として取り残さない**（leave no one behind）ことを誓っている

日本の最優先取り組み課題にもなっている

17の持続可能な開発のための目標（SDGs）・169のターゲット

3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の**汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少**させる

11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの**環境上の悪影響を軽減**する

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、**人の健康や環境への悪影響を最小化**するため、化学物質や**廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減**する。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、**再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減**する。

日本の野焼き問題

苦情・火災だけでなく、煙の視界不良による交通死亡事故も起きている

総務省平成 27 年度公害苦情調査

野焼きの年間苦情件数 **13,397** 件（公害苦情の 18.5%）

野焼きが原因の年間死亡事故件数

平均 **17.6** 人（平成 24 年～28 年）
5 年間で 88 人

林野火災発生件数（平成 25 年～29 年）

平均 **1,386** 件 焼失面積 **779ha**
発生原因は野焼き・火入れが最も多く、平均 **633** 件（45.7%）

廃棄物処理法

第1条 <目的>

廃棄物の**適正処理**により**生活環境の保全**を図ること

第2条の4 <国民の責務>

廃棄物の適正な処理に関し**国及び地方公共団体の施策に協力**すること

第3条 <事業者の責務>

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において**適正に処理しなければならない**

第4条 <国及び地方公共団体の責務>

市町村は一般廃棄物の**適正な処理に必要な措置を講ずる**よう努める

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない

第 16 条の 2 <焼却禁止の例外>

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

三 公益上若しくは社会の慣習上 **やむを得ない廃棄物の焼却** 又は周辺地域の生活環境に与える **影響が軽微** である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

政令第 14 条

四 農業、林業又は漁業を営むために **やむを得ないもの** として行われる廃棄物の焼却

五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて **軽微なもの**

環境省通達「衛環 78 号」平成 12 年 9 月 28 日

七 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却としては、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却などが 考えられること。

八 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なものとしては、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際 の木くず等の焼却が考えられること。

環循適発第 1709151 号（平成 29 年 9 月 15 日）兵庫県警察本部長宛

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2 に関する疑義について（回答）』

（概略）**稲わらの焼却は例示に過ぎず**、やむを得ないもの（例外規定）に該当するか否かは、個別具体的事情の下において、地方公共団体において、**法目的に照らして判断されるもの**である



**法目的とは廃棄物の適正処理による生活環境の保全であるので、
適正処理の責務を放棄し、やむを得ない理由もなく安易に焼却し、
生活環境が汚染されていれば違法である可能性**

環境省からの通達

環境省告示第7号

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

(平成28年1月21日)

(概要) 環境への負荷の低減に配慮しつつ、できる限り循環的な利用を行い、なお適正な循環的利用が行われないものについては、**適正な処分を確保することを基本**とする。

環廃対発第1410081号

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)

(平成26年10月8日)

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準(以下「処理基準」という。)に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの**適正な処理を確保しなければならぬという極めて重い責任**を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

農林水産省の通達

環境と調和のとれた農業生産活動規範について

(概要)

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う

また、**作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める**

農業環境規範（農林水産省）

稲わら、野菜くず等の作物残さのたい肥、飼料等への再利用やほ場へのすき込みなどをしましょう。

4. 廃棄物の適正な処理・利用

使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づいて適正に行いましょう。
稲わら、野菜くず等の作物残さのたい肥、飼料等への再利用やほ場へのすき込みなどをしましょう。



「マルチの回収」